

独国青助第19号
令和2年5月7日

助成団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 鈴木 みゆき

5月4日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」
の延長等に伴う子どもゆめ基金助成金の対応について

5月4日の第33回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の延長が決定され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたところです。

これにより、13の特定警戒都道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）については、令和2年4月17日付、独国青助第17号で通知のとおり、緊急事態の解除までの間に助成活動の実施を計画している場合は、当該活動の延期（令和2年度中に限る。）を要請するとともに、延期が困難な場合は中止を要請します。なお、活動の延期又は中止を行う場合は、子どもゆめ基金担当までご連絡下さい。

また、緊急事態の解除までの間に実施する助成活動に対して、子どもゆめ基金助成金を交付しないものとします。

一方、特定警戒都道府県以外の特定都道府県については、団体の所在地及び活動地における都道府県並びに市区町村の方針に従うとともに、助成活動の実施に当たっては、10名以上最大50名程度を募集する活動、かつ都道府県を超えて募集しない活動であること、下記の感染症対策を適切に講じることが可能であることを条件として、適切に判断頂きますようお願い致します。

記

1. 三つの密（密閉・密集・密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）。

2. 大声での発声、歌唱や声援、又は接近した距離での会話等が原則想定されないこと。
3. その他必要に応じて、適切な感染症防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

【参考情報】

○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

子どもゆめ基金

TEL : 0120-579081

(平日 9:00~17:45)

E-Mail : yume@niye.go.jp